

東京都教育委員会児童・生徒等表彰実施要綱

（目的）

第1 東京都教育委員会（以下「委員会」という。）は、子供たちが知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、他の範となる顕著な姿や努力が認められる幼児、児童及び生徒（以下「児童・生徒等」という。）を表彰し、広くこれを顕彰する。

（対象）

第2 表彰の対象は、委員会の所管に属する学校（区市町村立学校を含む。）に在学する児童・生徒等とする。

（表彰基準）

第3 委員会の表彰は、次の各号のいずれかに該当すると東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認める児童・生徒等の個人及び団体について行う。

ただし、教育課程に位置付けられ、参加を義務付けられている活動を除く。

- (1) 地道な活動を継続的に行い、他の児童・生徒等の範となる者
- (2) 当該児童・生徒等が自ら学び考え行動した活動が契機となり、その効果が波及し、他の児童・生徒等の具体的な行動や取組に良い影響を与えた者
- (3) 環境美化活動や福祉活動、伝統・文化の継承活動、奉仕活動、地域社会における活動等を継続的に実践するなど、社会の一員として社会のために貢献しようとした者

（表彰状の授与）

第4 表彰は、表彰状を授与して行う。

ただし、記念品を併せて授与することができる。

（表彰の時期）

第5 表彰は、原則として毎年1回行う。

（表彰候補者等の推薦）

第6 都立学校は、当該校の校長が教育長に表彰候補者及び表彰候補団体（以下「表彰候補者等」という。）を推薦する。

2 区市町村立学校は、当該校の校長の推薦に基づき、区市町村教育委員会教育長が教育長に表彰候補者等を推薦する。

（被表彰者等の決定）

第7 教育長は、推薦された表彰候補者等の中から、児童・生徒等表彰審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て被表彰者又は被表彰団体（以下「被表彰者等」という。）を決定し、委員会に報告する。

（審査会の設置及び所掌事項）

第8 東京都教育庁（以下「教育庁」という。）に審査会を設置する。

2 審査会は、表彰候補者等について被表彰者等として適当であるか否かを審査する。

(審査会の構成)

第 9 審査会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 委員長は、教育監をもって充てる。

3 副委員長は、指導部長をもって充てる。

4 委員は、グローバル人材育成部長、総務部総務課長、地域教育支援部管理課長、指導部管理課長、指導部指導企画課長、指導部義務教育指導課長、指導部特別支援教育指導課長、指導部高等学校教育指導課長、指導部企画推進担当課長、指導部体育健康教育担当課長、指導部部活動振興・体験活動担当課長、グローバル人材育成部国際教育企画課長、及び東京都多摩教育事務所指導課長をもって充てる。

(審査会の運営)

第 10 委員長は、審査会を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じ、関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第 11 表彰に関する庶務は、指導部指導企画課において処理する。

(委任)

第 12 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、指導部長が定める。

附 則 この要綱は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、昭和 62 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、昭和 63 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 13 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 21 年 8 月 27 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 22 年 8 月 9 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 23 年 9 月 5 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 24 年 8 月 30 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 25 年 8 月 21 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 25 年 12 月 26 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 26 年 7 月 11 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 27 年 7 月 27 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 24 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 2 年 7 月 11 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 6 年 6 月 4 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 7 年 6 月 11 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 8 年 6 月 3 日から施行する。

東京都教育委員会児童・生徒等表彰実施細目

第1 表彰の対象

- 1 対象となる活動は、都内公立学校に在籍する児童・生徒等の善行及び優れた活動とする。
ただし、教育課程に位置付けられ、参加を義務付けられている活動を除く。
なお、教育課程に位置付けられた活動の発展として、教育課程以外の時間に行った善行や優れた活動は、表彰の対象とする。
- 2 対象の種別は、個人又は団体とする。団体は、原則として一つの学校の児童・生徒等同士で構成されたものを表彰の対象とする。
- 3 過去に表彰された個人は、原則として同じ表彰基準、又は同じ活動内容では、同じ校種（中等教育学校及び義務教育学校においては同じ課程）において再び表彰しない。
ただし、個人が団体の一員として表彰される場合を除く。
- 4 過去に表彰された団体は、原則として同じ表彰基準、又は同じ活動内容では、表彰された翌年度から2年間に於いて表彰しない。

第2 表彰の基準

- 1 表彰基準(1)「地道な活動を継続的に行い、他の児童・生徒等の範となる者」にある「継続的に」とは、原則として2年以上とする。「他の児童・生徒の範となる者」とは、校長が東京都教育委員会の目標等に照らし合わせ、真に推薦に値すると判断した者とする。
- 2 表彰基準(2)「当該児童・生徒等が自ら学び考え行動した活動が契機となり、その効果が波及し、他の児童・生徒等の具体的な行動や取組に良い影響を与えた者」にある「自ら学び考え行動した活動」とは、児童・生徒等の自主的かつ自発的な意思に基づく活動であり、「良い影響を与えた者」とは、校長が真に推薦に値すると判断した影響を与えた者とする。
- 3 表彰基準(3)「環境美化活動や福祉活動、伝統・文化の継承活動、奉仕活動、地域社会における活動等を継続的に実践するなど、社会の一員として社会のために貢献しようとした者」にある「継続的に」とは、原則として年間6回以上かつ2年以上とする。
また、「社会の一員として社会のために貢献しようとした者」には、自らの安全を確保した上で、「人命を救助又は救助することにつながる行為を行った者」及び「大きな事故を防ぐことにつながると考えられる行為を行った者」を含むとする。

令和8年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰推薦書作成の留意点

本表彰は、豊かな人間性や努力の過程に焦点を当て、表彰をしています。そのため、大会の成績等にかかわらず、表彰が可能となっております。児童・生徒等の日々の継続的な取組が表彰され、更なる自信や活躍につながるよう、積極的な推薦をお願いします。

1 推薦書作成について

- (1) 東京都児童・生徒等表彰候補調書「3 推薦内容」には、表彰例を参考に言葉を精査し、60字以上80字以内、文末は体言止めで記入してください。

※ 例年、全国〇〇大会〇位入賞等の記載がある推薦書が散見されます。推薦書の作成に当たっては、(3)を参照し、他の児童・生徒等の範となる顕著な姿や周囲への波及効果、社会に貢献しようとする姿について記載いただくようお願いします。

- (2) 東京都教育委員会は、生徒にとって望ましいスポーツ・文化環境を構築するという観点に立ち、生徒が自主的・自発的に参加し、合理的かつ効率的・効果的に取り組む部活動を推進しています。

部活動に関する活動内容で推薦をする場合、当該部活動が、都立学校においては、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和8年3月東京都）」を、区市町村立学校においては、当該地区の「設置する学校に係る部活動の方針」等に則った活動をしているかを御確認の上、第2号様式の確認欄にチェックを入力してください。

参考

【部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン】（令和8年3月東京都）

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kyoiku/02_-9

※ 同方針では、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切に休養日や活動時間等を設定することを定めています。

（抜粋）

適切な活動時間・休養日等の設定

【休 養 日】 週2日以上の休養日を設定すること。

【活動時間】 1日の活動時間は、長くとも平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。

【そ の 他】 長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定すること。

- (3) 推薦文の作成に当たっては、以下の文例を参考に、児童・生徒等の豊かな人間性や努力の過程が分かるよう記載をお願いします。

表彰基準（１）

- ロボットに関する工作及び電子工作の研究に地道に励むとともに、理科や数学の学習においても精力的に取り組む、研究を通して社会貢献を目指す姿が他の生徒の範
- 食糧や環境に関する自らの問題意識を基に自主的に情報収集を行い、課題解決を目指し、国産小麦パンや昆虫食の販売、企業訪問等に活動の幅を広げている姿が他の生徒の範
- 美化活動や奉仕活動を継続して取り組むことで養われた経験や知識を生かし、部活動や生徒会活動で、周りとは協働して各活動を改善する姿が他の生徒の範

表彰基準（２）

- 毎朝の園長との挨拶において、主体的に挨拶を行う姿が他の幼児への範となり、園全体で自ら挨拶をしようとする幼児が増加
- 継続的に問題意識をもち、学校をより良くしようとする中で、自ら考案した地域特産品を使ったメニューが市内の学校給食として採用され、地域を誇りに思う児童が増加
- 地域の合同防災訓練に参加し、同校避難所の課題を踏まえて避難所開設マニュアルの改訂に携わるとともに、海の安全パトロール活動を行うなど、地域の防災意識の向上に貢献

表彰基準（３）

- 継続的に津軽三味線の稽古に取り組み、地域行事や被災地への慰問に参加して演奏を披露することで、郷土芸能の継承や地域貢献に尽力
- 自分たちが生産した安心・安全な農産物を、関係機関と連携して地域の子ども食堂に届け、活用してもらうことで、地域社会に貢献